

## 倉吉市賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

令和5年12月15日

倉吉市農業委員会

※下段（ ）数値は、令和4年数値です。

地区	地目	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉吉市全域	田	4,200円 (6,300円)	7,200円 (10,000円)	1,900円 (2,000円)	750 (1,114)	全件
		4,300円	6,700円	1,900円	538	全件から集落営農組織を除く。
	畑	4,800円 (5,000円)	8,000円 (9,000円)	2,000円 (2,000円)	136 (159)	全件
		4,800円	8,000円	2,000円	136	全件から集落営農組織を除く。

## 令和5年地区別賃借料（平均額）

（円）

地区	上北条	上井	西郷	倉吉 〔上灘 成徳 明倫〕	灘手	社	北谷	高城	小鴨	上小鴨	関金
田	4,400	4,400	3,800	2,000	—	5,000	4,800	3,700	4,600	4,000	4,400
畑	—	—	—	—	4,900	4,700	3,000	5,100	—	—	3,000
データ数	166	13	4	6	9	93	50	75	9	73	176

全件から集落営農組織を除く。

- ※ 1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- ※ 2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- ※ 3 特殊な取引に係るデータは取り除いた上で、賃借料水準（平均額、最高額及び最低額）を求めています。
- ※ 4 10アール当たりの賃借料を取り決めたもののみのデータです。  
(物納（例:米30kg）のデータは含みません。)

(参考資料)

田

利用権設定筆数 1,415 筆

使用貸借（無償）筆数 116 筆

賃貸借物納筆数 328 筆

賃貸借筆数（物納除く） 971 筆

データ除外内訳

上限以上 90 筆、下限未満 131 筆、計 221 筆除外

畑

利用権設定筆数 184 筆

使用貸借（無償）筆数 32 筆

賃貸借物納筆数 6 筆

賃貸借筆数（物納除く） 146 筆

データ除外内訳

上限以上 8 筆、下限未満 2 筆、計 10 筆除外

※ 賃貸借物納等の場合の例

・ 10 a 当たり 30kg（玄米） ・ 全筆で 30kg×2 袋（玄米）

・ 土地改良区費賦課金相当額等の事例がありました。